

東京都家賃等支援給付金 【申請受付要項】



専用ポータルサイト <https://tokyoyachin.metro.tokyo.lg.jp>

※「東京都家賃等支援給付金」の申請には、国の「家賃支援給付金」の給付通知を受けていることが必要です。国から給付通知を受けた後に、「東京都家賃等支援給付金」を申請いただきますようお願いいたします。

なお、「東京都家賃等支援給付金」は都内の物件の家賃等を対象といたしますので、ご注意ください。

↓国の家賃支援給付金の申請先リンクはこちら↓

<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

【申請方法】

① オンラインの場合

東京都家賃等支援給付金のポータルサイトにて、申請することができます。

申請開始 : 令和2年8月17日(月曜日)

申請期限 : 令和3年4月30日(金曜日) 23時59分まで

(URL) <https://tokyoyachin.metro.tokyo.lg.jp>

② 郵送の場合

オンライン申請の代わりに、郵送での申請も受け付けます。簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で以下の宛先に郵送してください。

申請開始 : 令和2年8月17日(月曜日)

申請期限 : 令和3年4月30日(金曜日)の消印有効

(宛先) 〒174-8799 日本郵便株式会社 板橋北郵便局 郵便私書箱 第26号

東京都家賃等支援給付金 申請受付

※切手を貼付の上、裏面には担当者の住所及び氏名を必ずご記載ください。

【問合せ先】

東京都家賃等支援給付金コールセンター

(電話) 03-6626-3300

(受付時間) 午前9時から午後7時まで

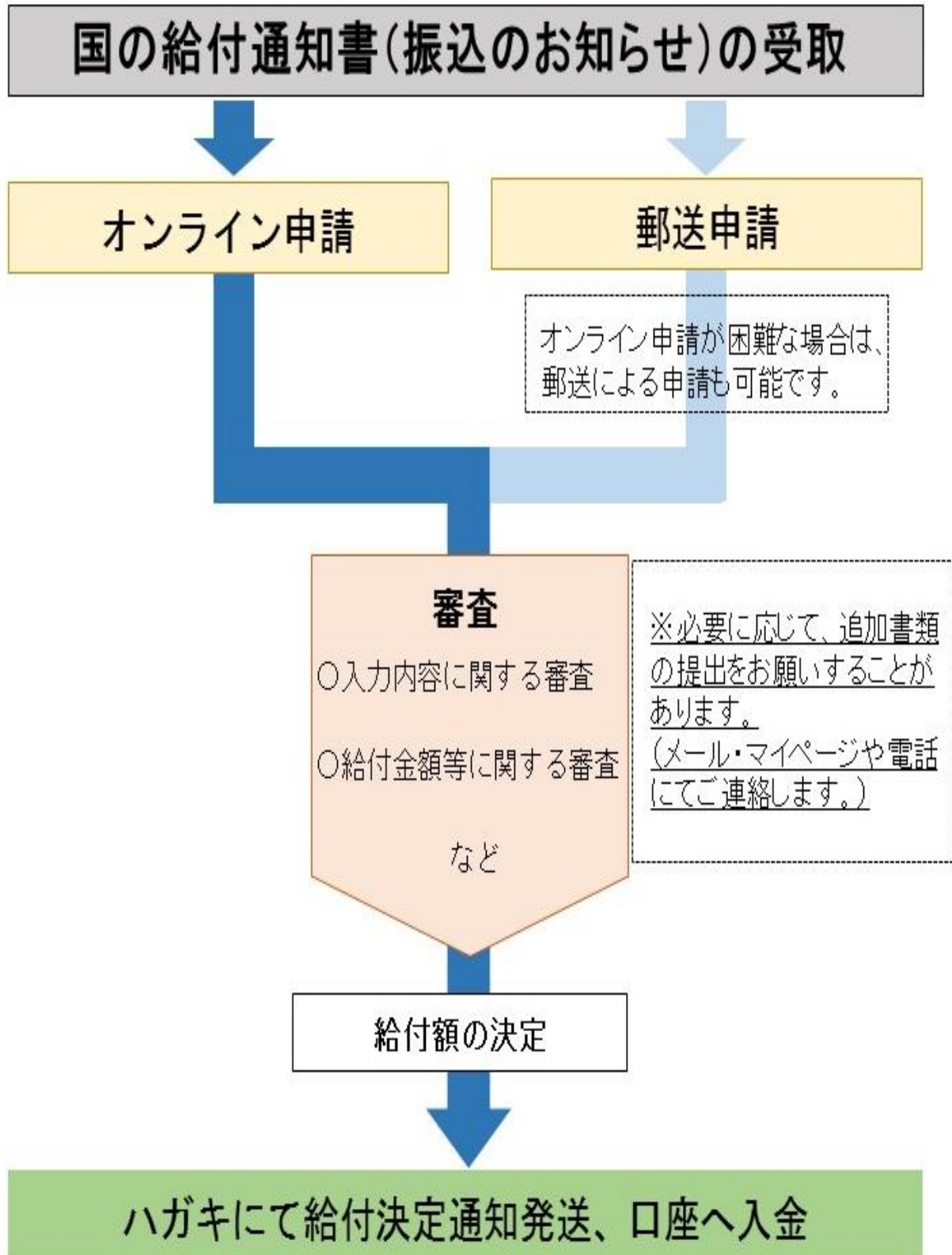
(土日祝日を除く)

更新履歴

申請期限；令和3年2月15日→令和3年4月30日

※なお、本申請期限の延長は令和2年度最終補正予算案が東京都議会で可決された場合に確定するものとします。

1 申請から給付までの流れ



2 申請様式

改正版

2-1 様式第1号 (中小企業等)

様式第1号
1ページ目

東京都家賃等支援給付金申請書 (中小企業等用)

東京都知事 殿

東京都家賃等支援給付金を申請します。

なお、下に記載した事項については事実と相違ありません。

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

1 家賃等の総額 (月額)	都内分	円	都外分	円
---------------	-----	---	-----	---

- 国に申請した家賃等のうち、**都内物件分、都外物件分を分けて各々**合計金額を記入してください。
- 住居兼用、転貸、自己取引又は親族間取引に該当する部分の家賃等は含めないでください。
- 地代・家賃のほか、共益費・管理費・消費税を含むことができます。(光熱費などは含めないでください。)

2 申請者の情報

法人名														
代表者職							代表者氏名							
本店所在地	〒						都・道 府・県					区・市 町・村		
	資本金(又は出資金)						万円	中小企業基本法上 の業種 (該当に○)	卸売業	小売業	サービス業	その他		
法人番号 (13ケタ)										常時使用する 従業員数		人		

3 国の家賃支援給付金の申請情報

申請月	月	申請番号					給付金額	円
-----	---	------	--	--	--	--	------	---

- 国の家賃支援給付金の給付通知書から転記してください。申請月は、国に申請した日が属する月を記載してください。

4 他の地方自治体からの家賃等支援金に係る情報

該当なし

申請月	月	制度名					給付金額	円
申請月	月						給付金額	円

- 国給付金の申請日の属する月から起算して6か月の間の家賃の支払い等、事業の継続を下支えするための給付金を他の地方自治体から受け取った又は受けるために申請した場合に記入してください。複数の地方自治体が該当する場合は、すべて記入してください。欄が足りない場合は、適宜様式をコピーするか、別紙に記入して提出してください。
- 国給付金の申請日の属する月から起算して6か月の間の家賃等の支払い等に充てるためのものでない場合、他の地方自治体に給付金を申請していない場合は、**該当なしにチェックを入れてください。**

5 給付金振込先情報

振込先金融機関名		金融機関コード		本・支店名		支店コード		種目	
銀行・信用金庫 信用組合・農協				本店 支店				普 当	
口座番号 (右詰めで記入)				口座名義人 (カタカナ)					

6 担当者名及び連絡先

担当者 (日中連絡が とれる方)	フリガナ											
	氏名											
	電話											
	メール アドレス											

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

国の家賃支援給付金に申請した物件が、都内と都外の物件を含む場合は、2ページ目も記入・提出してください。

東京都家賃等支援給付金申請書（中小企業等用）

東京都知事 殿
東京都家賃等支援給付金を申請します。
なお、下に記載した事項については事実と相違ありません。

記入日	令和	2	年	●	月	▲●	日
-----	----	---	---	---	---	----	---

1	家賃等の総額（月額）	都内分	750,000	円	都外分	100,000	円
----------	-------------------	------------	----------------	---	------------	----------------	---

○国に申請した家賃等のうち、**都内物件分、都外物件分を分けて各々**合計金額を記入してください。
○住居兼用、転貸、自己取引又は親族間取引に該当する部分の家賃等は含めないでください。
○地代・家賃のほか、**共益費・管理費・消費税**を含むことができます。（光熱費などは含めないでください。）

2	申請者の情報															
法人名	株式会社 東京産業															
代表者職	代表取締役					代表者氏名	東京 太郎									
本店所在地	〒	1	6	3	-	8	0	0	1	東京	都道府県	新宿		市区町村		
	西新宿●-▲-■															
資本金(又は出資金)	10,000			万円	中小企業基本法上の業種(該当に○)	卸売業	小売業	サービス業	○その他							
法人番号(13ケタ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0	常時使用する従業員数	290	人

3	国の家賃支援給付金の申請情報									
申請月	7	月	申請番号	●●●●●●				給付金額	3,200,000	円

○国の家賃支援給付金の給付通知書から転記してください。申請月は、国に申請した日が属する月を記載してください。

4	他の地方自治体からの家賃等支援金に係る情報										
<input type="checkbox"/> 該当なし											
申請月	6	月	制度名	●●区家賃助成金事業				給付金額	100,000		円
	8	月	●●区家賃助成金事業	150,000		円					

○国給付金の申請日の属する月から起算して6か月の間の家賃の支払い等、事業の継続を下支えするための給付金を他の地方自治体から受け取った又は受けるために申請した場合に記入してください。複数の地方自治体が該当する場合は、すべて記入してください。欄が足りない場合は、適宜様式をコピーするか、別紙に記入して提出してください。
○国給付金の申請日の属する月から起算して6か月の間の家賃等の支払い等に充てるためのものでない場合、他の地方自治体に給付金を申請していない場合は、**該当なしにチェックを入れてください。**

5	給付金振込先情報									
振込先金融機関名	金融機関コード	本・支店名	支店コード	種目						
都庁	●●●●●●	西新宿	001	○普当						
口座番号(右詰めで記入)		口座名義人(カタカナ)								
7	6	5	4	3	2	1	カ) トウキョウサンギョウ			

6	担当者名及び連絡先	
担当者 (日中連絡がとれる方)	フリガナ	ケイリブ トウキョウ シロウ
	氏名	経理部 東京 次郎
	電話	03-●●●●-▲▲▲▲
	メールアドレス	tokyosangyo@●●●●.▲▲.jp

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

国の家賃支援給付金に申請した物件が、都内と都外の物件を含む場合は、2ページ目も記入・提出してください。

東京都家賃等支援給付金申請書 (個人事業主用)

東京都知事 殿
東京都家賃等支援給付金を申請します。
なお、下に記載した事項については事実と相違ありません。

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

1 家賃等の総額 (月額) 都内分 円 都外分 円

- 国に申請した家賃等のうち、**都内物件分、都外物件分を分けて各々**合計金額を記入してください。
- 住居兼用、転貸、自己取引又は親族間取引に該当する部分の家賃等は含めないでください。
- 地代・家賃のほか、共益費・管理費・消費税を含むことができます。(光熱費などは含めないでください。)

2 申請者の情報

住所	〒	<input type="text"/>	都・道 府・県	<input type="text"/>	区・市 町・村	<input type="text"/>
	<input type="text"/>					
氏名	<input type="text"/>		生年月日	明治・大正 昭和・平成	<input type="text"/>	年 月 日
屋号・雅号	<input type="text"/>					

- 「住所」欄には、添付の本人確認書類記載の住所を記入してください。
- 下記5の口座名義人が屋号・雅号である場合は、「屋号・雅号」欄を記入してください。

3 国の家賃支援給付金の申請情報

申請月	<input type="text"/>	月	申請番号	<input type="text"/>	給付金額	<input type="text"/>	円
-----	----------------------	---	------	----------------------	------	----------------------	---

- 国の家賃支援給付金の給付通知書から転記してください。申請月は、国に申請した日が属する月を記載してください。

4 他の地方自治体からの家賃等支援金に係る情報

該当なし

申請月	<input type="text"/>	月	制度名	<input type="text"/>	給付金額	<input type="text"/>	円
申請月	<input type="text"/>	月					円

- 国給付金の申請日の属する月から起算して6か月の間の家賃の支払い等、事業の継続を下支えするための給付金を他の地方自治体から受け取った又は受けるために申請した場合に記入してください。複数の地方自治体が該当する場合は、すべて記入してください。欄が足りない場合は、適宜様式をコピーするか、別紙に記入して提出してください。
- 国給付金の申請日の属する月から起算して6か月の間の家賃等の支払い等に充てるためのものでない場合、他の地方自治体に給付金を申請していない場合は、**該当なしにチェックを入れてください。**

5 給付金振込先情報

振込先金融機関名		金融機関コード		本・支店名		支店コード		種目	
<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		普 当	
口座番号 (右詰めで記入)		口座名義人 (カタカナ)							
<input type="text"/>		<input type="text"/>							

6 担当者名及び連絡先

担当者 (日中連絡がとれる方)	フリガナ	<input type="text"/>
	氏名	<input type="text"/>
	電話	<input type="text"/>
	メールアドレス	<input type="text"/>

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

国の家賃支援給付金に申請した物件が、都内と都外の物件を含む場合は、2ページ目も記入・提出してください。

東京都家賃等支援給付金申請書（個人事業主用）

東京都知事 殿
東京都家賃等支援給付金を申請します。
なお、下に記載した事項については事実と相違ありません。

記入日	令和	2	年	●	月	▲●	日
-----	----	---	---	---	---	----	---

1 家賃等の総額（月額）	都内分	400,000	円	都外分	200,000	円
--------------	-----	---------	---	-----	---------	---

○国に申請した家賃等のうち、**都内物件分、都外物件分を分けて各々**合計金額を記入してください。
○住居兼用、転貸、自己取引又は親族間取引に該当する部分の家賃等は含めないでください。
○地代・家賃のほか、共益費・管理費・消費税を含むことができます。（光熱費などは含めないでください。）

2 申請者の情報

住所	〒	1	6	3	-	8	0	0	1	東京都	道 府・県	新宿	市 町・村
	西新宿●-▲-■												
氏名	東京 花子				生年月日	明治・大正 昭和 平成	63	年	1	月	1	日	
屋号・雅号	カフェはなこ												

○「住所」欄には、添付の本人確認書類記載の住所を記入してください。
○下記5の口座名義人が屋号・雅号である場合は、「屋号・雅号」欄を記入してください。

3 国の家賃支援給付金の申請情報

申請月	7	月	申請番号	●●●●●●	給付金額	1,950,000	円
-----	---	---	------	--------	------	-----------	---

○国の家賃支援給付金の給付通知書から転記してください。申請月は、国に申請した日が属する月を記載してください。

4 他の地方自治体からの家賃等支援金に係る情報

該当なし

申請月	6	月	制度名	●●区家賃助成金事業	給付金額	100,000	円
申請月	8	月	制度名	●●区家賃助成金事業	給付金額	150,000	円

○国給付金の申請日の属する月から起算して6か月の間の家賃の支払い等、事業の継続を下支えするための給付金を他の地方自治体から受け取った又は受けるために申請した場合に記入してください。複数の地方自治体が該当する場合は、すべて記入してください。欄が足りない場合は、適宜様式をコピーするか、別紙に記入して提出してください。
○国給付金の申請日の属する月から起算して6か月の間の家賃等の支払い等に充てるためのものでない場合、他の地方自治体に給付金を申請していない場合は、**該当なしにチェックを入れてください。**

5 給付金振込先情報

振込先金融機関名			金融機関コード				本・支店名		支店コード			種目		
都 庁			銀行	信用金庫	▲	▲	▲	▲	西新宿	本店	0	0	2	普 当
信用組合・農協														
口座番号（右詰めで記入）							口座名義人（カタカナ）							
1	2	3	4	5	6	7	カフェハナコ トウキョウ ハナコ							

6 担当者名及び連絡先

担当者 〔日中連絡がとれる方〕	フリガナ	トウキョウ ハナコ
	氏名	東京 花子
	電話	03-●●●●-▲▲▲▲
	メールアドレス	tokyohanako@●●●●.▲▲.jp

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

国の家賃支援給付金に申請した物件が、都内と都外の物件を含む場合は、2ページ目も記入・提出してください。

(国の家賃支援給付金の対象となった物件が都内のみの申請者は、記入不要です)

様式第1号の2

7 給付額の算定根拠となる都内賃貸借物件に係る情報

金額は国の「家賃支援給付金」申請時と同額を記入ください。

○国の家賃支援給付金の対象物件のうち、**都内物件分だけ**を下の表に記入してください。

○住居兼用、転貸、自己取引又は親族間取引に該当する部分の家賃等は含めないでください。

○金額の欄は、消費税込みの金額としてください。

物件情報	
〒106-0041 東京都 港 市 麻布台●-▲-■	
1 (ビル名) 港第一ビル6階	
1か月相当分の家賃等	380,000 円
1か月相当分の共益費、管理費 (光熱費などは含めない)	20,000 円
〒166-0001 東京都 杉並 市 阿佐ヶ谷北●-▲-■	
2 (ビル名) 杉並第二ビル101	
1か月相当分の家賃等	185,000 円
1か月相当分の共益費、管理費 (光熱費などは含めない)	15,000 円
〒116-0002 東京都 荒川 市 荒川●-▲-■	
3 (ビル名)	
1か月相当分の家賃等	150,000 円
1か月相当分の共益費、管理費 (光熱費などは含めない)	0 円
〒 - 東京都 区・市 町・村	
4 (ビル名)	
1か月相当分の家賃等	円
1か月相当分の共益費、管理費 (光熱費などは含めない)	円
〒 - 東京都 区・市 町・村	
5 (ビル名)	
1か月相当分の家賃等	円
1か月相当分の共益費、管理費 (光熱費などは含めない)	円
〒 - 東京都 区・市 町・村	
6 (ビル名)	
1か月相当分の家賃等	円
1か月相当分の共益費、管理費 (光熱費などは含めない)	円

契約書上、賃料に共益費、管理費が含まれている場合は、「1か月相当分の家賃等」に合わせて記入ください。

1か月相当分の家賃等、共益費、管理費の合計金額 ※ (給付額算定に用いる額になります)	750,000	円
---	---------	---

※1ページ目の 1 家賃等の総額 (月額) 都内分 と同じ金額になっていることを確認してください。

2-4 様式第2号

誓約書

私は、「東京都家賃等支援給付金」の申請に当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- (1) 東京都家賃等支援給付金を家賃等に充てること
- (2) 給付対象者の要件を満たしていること
- (3) 今後も事業を継続する意思があること
- (4) 基準額の算定に用いる家賃等に、転貸を制限する事項に違反して自らに転借されていることを認識して取引等を行った土地又は建物に係る家賃等が含まれていないこと
- (5) 基準額の算定に用いる家賃等に、法律上の原因なく又は違法に使用及び収益している土地又は建物に係る家賃等が含まれていないこと
- (6) 申請した情報（提出した書類を含む）に虚偽のないこと
- (7) 不給付要件に該当しないこと
- (8) 知事が実施する関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- (9) 不正受給等が発覚した場合には、給付金の返還等を行うこと
- (10) 申請者（代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。併せて、暴力団及び暴力団員等が経営に事実上参画していないこと
- (11) 以上の事項を含め、東京都家賃等支援給付金事務取扱要綱の規定に従うこと

令和 年 月 日

東京都知事殿

所在地 _____

法人名 _____

代表者職・氏名 _____

※ 法人の代表者又は個人事業主がゴム印等を使用せず、自署してください。

■注 意 事 項■

- ① 法人の場合は会社の所在地を記入してください。個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。
- ② 法人名の欄について、個人事業主の場合は、記入しないでください。
- ③ 個人事業主の場合は、個人事業主名を記入してください。

記入例

誓約書

私は、「東京都家賃等支援給付金」の申請に当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- (1) 東京都家賃等支援給付金を家賃等に充てること
- (2) 給付対象者の要件を満たしていること
- (3) 今後も事業を継続する意思があること
- (4) 基準額の算定に用いる家賃等に、転貸を制限する事項に違反して自らに転借されていることを認識して取引等を行った土地又は建物に係る家賃等が含まれていないこと
- (5) 基準額の算定に用いる家賃等に、法律上の原因なく又は違法に使用及び収益している土地又は建物に係る家賃等が含まれていないこと
- (6) 申請した情報（提出した書類を含む）に虚偽のないこと
- (7) 不給付要件に該当しないこと
- (8) 知事が実施する関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- (9) 不正受給等が発覚した場合には、給付金の返還等を行うこと
- (10) 申請者（代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。併せて、暴力団及び暴力団員等が経営に事実上参画していないこと
- (11) 以上の事項を含め、東京都家賃等支援給付金事務取扱要綱の規定に従うこと

令和2年 ●月 ▲▲日

東京都知事殿

所在地

① 東京都新宿区西新宿 ● - ▲ - ■

法人名

② 株式会社 東京産業

代表者職・氏名

③ 代表取締役 東京 太郎

※ 法人の代表者又は個人事業主がゴム印等を使用せず、自署してください。

■注 意 事 項■

① 法人の場合は会社の所在地を記入してください。個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。

② 法人名の欄について、個人事業主の場合は、記入しないでください。

③ 個人事業主の場合は、個人事業主名を記入してください。

3 申請に必要な書類（中小企業等）

3-1 提出にあたって

- (1) 申請書及び誓約書以外は、原本ではなく写しを提出してください。
- (2) 提出された書類は、返却いたしませんので、予めご了承ください。
- (3) 提出書類は、すべて A4 サイズで提出してください。

3-2 原則（6点）

以下の書類が必要となります。原則として、●は国に提出したものと同じものを提出してください。

- 国の家賃支援給付金の給付通知書の写し
- 申請書（様式第1号）郵送の場合のみ提出してください。
- 誓約書（様式第2号）
- 確定申告書別表1[控え]の写し（e-Taxによる申請の場合は、受信通知を添付）
- 法人事業概況説明書[控え]の写し（表面のみ）
確定申告書別表1[控え]及び法人事業概況説明書[控え]の写しが提出できない場合は、履歴事項全部証明書等の写し（中小企業等であることがわかる書類）を提出してください。
- 通帳の写し等、振込先口座及び口座名義人が確認できる書類
口座名義人は申請者と同一であることとします。

3-3 例外

以下の条件にあたる方は、上記の他、追加書類が必要となります。

国の家賃支援給付金の対象物件に、都内の物件の他、都外の物件が含まれている場合

- 1 国の家賃支援給付金を申請した際の対象物件に、都内物件の他、都外の物件が含まれている場合は、国に提出した都内に所在する物件の賃貸借契約書の写しを提出してください。
 ※都外賃貸借契約書は不要です。

- 2 上記1において、土地・建物を賃貸借ではない形態で契約している場合、賃貸借契約書が存在しない場合は、国に提出した賃貸借契約等証明書の写しを提出してください。

本店所在地が都外の場合

- 3 本店所在地が都外である場合は、都税事務所長又は支庁長に提出した確定申告書[控え]の写し（収受印があるもの）又は都の法人事業税若しくは法人住民税の納税証明書の写しを提出してください。

4 申請に必要な書類（個人事業主）

4-1 提出にあたって

- (1) 申請書及び誓約書以外は、原本ではなく写しを提出してください。
- (2) 提出された書類は、返却いたしませんので、予めご了承ください。
- (3) 提出書類は、すべて A4 サイズで提出してください。

4-2 原則（6点）

以下の書類が必要となります。原則として、●は国に提出したものと同一ものを提出してください。

- **国の家賃支援給付金の給付通知書の写し**
- **申請書（様式第1号）** 郵送の場合のみ提出してください。
- **誓約書（様式第2号）**
- **確定申告書第1表[控え]の写し（e-Taxによる申請の場合は、受信通知を添付）**
 確定申告書第1表[控え]の写しが提出できない場合は事業開始等申告書（第32号様式）[控え]の写しを提出してください。
- **本人確認書類の写し（免許証等、国に提出したもの）**
- **通帳の写し等、振込先口座及び口座名義人が確認できる書類**
 口座名義人は申請者と同一であることとします。

4-3 例外

以下の条件にあたる方は、上記の他、追加書類が必要となります。

国の家賃支援給付金の対象物件に、都内の物件の他、都外の物件が含まれている場合

- 1 国の家賃支援給付金を申請した際の対象物件に、都内物件の他、都外の物件が含まれている場合は、国に提出した都内に所在する物件の賃貸借契約書の写しを提出してください。
 ※都外賃貸借契約書は不要です。
- 2 上記1において、土地・建物を賃貸借ではない形態で契約している場合、賃貸借契約書が存在しない場合は、国に提出した賃貸借契約等証明書の写しを提出してください。

住所が都外の場合

- 3 住所が都外である場合は、国の家賃支援給付金を申請した際に国に提出した都内に所在する物件の賃貸借契約書の写しを提出してください。

＜参考＞金融機関コード一覧

都市銀行

コード	金融機関名	コード	金融機関名
0001	みずほ銀行	0009	三井住友銀行
0010	りそな銀行	0005	三菱UFJ銀行

地方銀行・第二地方銀行

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0542	愛知銀行	0117	青森銀行	0119	秋田銀行
0129	足利銀行	0172	阿波銀行	0161	池田泉州銀行
0174	伊予銀行	0123	岩手銀行	0576	愛媛銀行
0183	大分銀行	0152	大垣共立銀行	0188	沖縄銀行
0185	鹿児島銀行	0159	関西みらい銀行	0191	北九州銀行
0509	北日本銀行	0163	紀陽銀行	0158	京都銀行
0137	きらぼし銀行	0508	きらやか銀行	0128	群馬銀行
0522	京葉銀行	0578	高知銀行	0017	埼玉りそな銀行
0179	佐賀銀行	0167	山陰合同銀行	0157	滋賀銀行
0175	四国銀行	0149	静岡銀行	0538	静岡中央銀行
0125	七十七銀行	0151	清水銀行	0180	十八銀行
0153	十六銀行	0121	荘内銀行	0130	常陽銀行
0181	親和銀行	0150	スルガ銀行	0512	仙台銀行
0532	大光銀行	0546	第三銀行	0140	第四銀行
0514	大東銀行	0164	但馬銀行	0178	筑邦銀行
0134	千葉銀行	0135	千葉興業銀行	0544	中京銀行
0168	中国銀行	0131	筑波銀行	0526	東京スター銀行
0126	東邦銀行	0124	東北銀行	0516	東和銀行
0517	栃木銀行	0166	鳥取銀行	0145	富山銀行
0534	富山第一銀行	0543	名古屋銀行	0162	南都銀行
0190	西日本シティ銀行	0143	八十二銀行	0525	東日本銀行
0182	肥後銀行	0155	百五銀行	0173	百十四銀行
0169	広島銀行	0147	福井銀行	0177	福岡銀行
0513	福島銀行	0141	北越銀行	0120	北都銀行
0501	北洋銀行	0144	北陸銀行	0116	北海道銀行
0146	北國銀行	0154	三重銀行	0118	みちのく銀行
0562	みなと銀行	0184	宮崎銀行	0133	武蔵野銀行
0569	もみじ銀行	0122	山形銀行	0170	山口銀行
0142	山梨中央銀行	0138	横浜銀行	0187	琉球銀行

信託銀行

コード	金融機関名	コード	金融機関名
0300	S M B C信託銀行	0289	みずほ信託銀行
0288	三菱U F J信託銀行	0294	三井住友信託銀行

その他の銀行等

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0398	あおぞら銀行	0401	シティバンク、エヌ・エイ	2004	商工組合中央金庫
0397	新生銀行	2963	中央労働金庫	0036	楽天銀行
0033	ジャパンネット銀行	9900	ゆうちょ銀行 ※東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局		

信用金庫

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
1000	信金中央金庫	1252	青木信用金庫	1303	朝日信用金庫
1327	足立成和信用金庫	1358	青梅信用金庫	1323	亀有信用金庫
1283	川崎信用金庫	1305	興産信用金庫	1326	小松川信用金庫
1336	西京信用金庫	1310	さわやか信用金庫	1319	芝信用金庫
1282	湘南信用金庫	1344	城南信用金庫	1351	城北信用金庫
1345	昭和信用金庫	1356	巣鴨信用金庫	1341	西武信用金庫
1348	世田谷信用金庫	1352	瀧野川信用金庫	1360	多摩信用金庫
1321	東栄信用金庫	1349	東京信用金庫	1333	東京三協信用金庫
1311	東京シティ信用金庫	1320	東京東信用金庫	1262	東京ベイ信用金庫
1253	飯能信用金庫	1346	目黒信用金庫	1386	山梨信用金庫
1280	横浜信用金庫				

信用組合

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
2010	全国信用協同組合連合会	2060	あすか信用組合	2226	東信用組合
2241	共立信用組合	2271	警視庁職員信用組合	2229	江東信用組合
2243	七島信用組合	2231	青和信用組合	2202	全東栄信用組合
2254	第一勸業信用組合	2248	大東京信用組合	2224	東京厚生信用組合
2215	東京証券信用組合	2274	東京消防信用組合	2276	東京都職員信用組合
2210	東浴信用組合	2235	中ノ郷信用組合	2277	八ヶ岳信用組合
2211	文化産業信用組合				

農業協同組合

コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
5039	秋川農業協同組合	5095	世田谷目黒農業協同組合	5097	東京あおば農業協同組合
5100	東京スマイル農業協同組合	5094	東京中央農業協同組合	5072	東京みどり農業協同組合
5055	東京南農業協同組合	5077	東京みらい農業協同組合	5087	東京むさし農業協同組合
5037	西多摩農業協同組合	5030	西東京農業協同組合	5050	八王子市農業協同組合
5070	マインズ農業協同組合	5060	町田市農業協同組合		
3013	東京都信用農業協同組合連合会 ※本店、八丈島代理店及び小笠原島代理店				

※こちらに記載のない金融機関についてはコールセンターにお問合せください。

5 東京都家賃等支援給付金の概要

5-1 趣旨

事業者における家賃等の負担を軽減し、事業の継続を下支えするため、国の家賃支援給付金に独自の上乗せ給付（3か月分）を実施します。ただし、都の給付金は都内の物件の家賃等を対象としており、都外の物件の家賃等は、対象となりません。

5-2 給付対象者の要件

次の全ての要件を満たす者（以下、「申請者」といいます。）とします。

(1) 国の家賃支援給付金の給付通知を受けていること

(2) 都内に本店又は支店等のある中小企業等^{※1}又は個人事業主^{※2}であること

ア 中小企業等においては、①又は②であること

- ① 都内に本店を有すること
- ② 都の法人事業税又は法人住民税の課税対象者であること

イ 個人事業主においては、①又は②であること

- ① 都内に住所を有すること
- ② 都内で事業を営んでいること

(3) 都内の土地又は建物において、自らの事業のために他人の所有する土地又は建物を直接占有し、使用及び収益をしていることの対価として、家賃等^{※3}の支払いを行っていること。

※1 令和2年4月1日時点において、次の①、②のいずれかを満たす法人をいいます。

- ① 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（個人を除く）であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと

<中小企業の定義>（中小企業基本法第2条）

次の表の①又は②に該当する会社です。

業種分類	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

- ② 個別の法律に規定される法人であって、資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であるもの

医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人等、会社以外の法人も幅広く対象となります。

※2 「主たる収入を雑所得または給与所得で確定申告した個人事業者等の方」として国の家賃支援給付金の給付を受けた方についても、都の給付金の給付対象となります。

※3 管理費、共益費及び消費税を含みます。（光熱費などは含みません。）

(4) 不給付要件

国の家賃支援給付金で対象外となった以下の者について、国と同様、東京都家賃等支援給付金の対象外となります。

- ① 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- ③ 政治団体
- ④ 宗教上の組織若しくは団体
- ⑤ その他、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断される者

具体的な内容については、国の家賃支援給付金の申請に当たって十分に確認をしていただくようお願いいたします。

5-3 給付額

(1) 基準額：国の家賃支援給付金の対象となった都内物件の家賃等の総額（月額）

(2) 給付率：給付額を算定するに当たり、基準額に乗じる率。

○基準額が、75万円までは12分の1

75万円を超える部分については24分の1

(3) 給付額：基準額^{*1}×給付率×3か月分

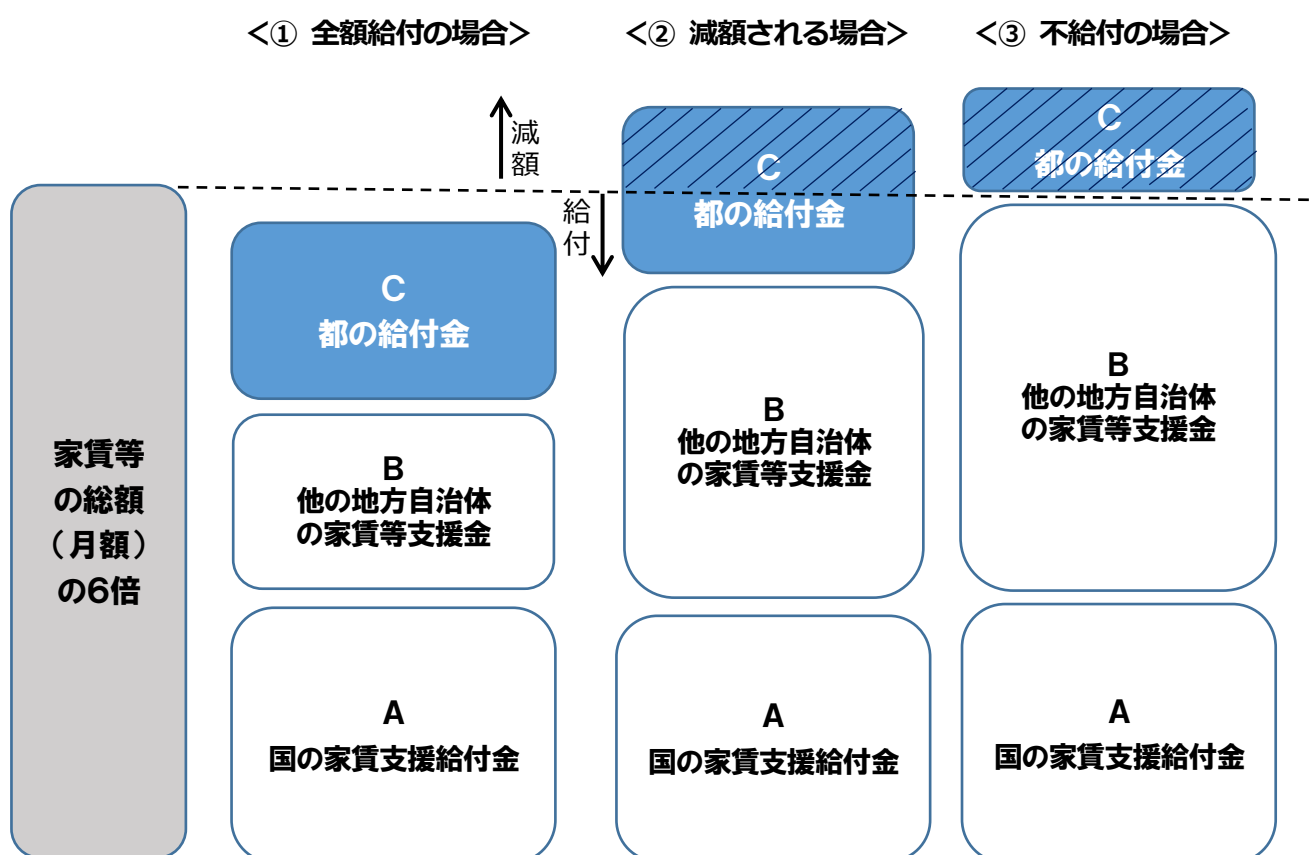
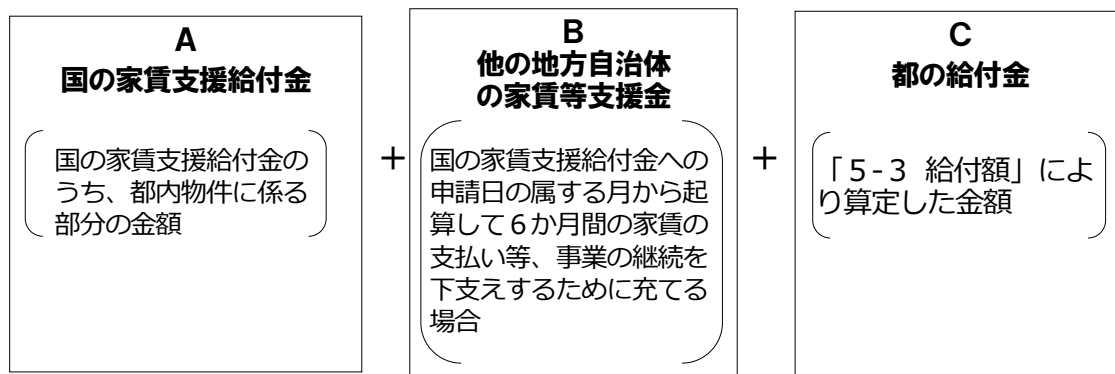
※1 都内で複数の土地又は建物を借りている場合は、その合計額

22・23ページ及びホームページに給付額早見表がありますので、目安としてご活用ください。

	基準額	給付額
中小企業等	75万円以下	① 基準額×給付率（1/12）×3 ② 最大給付額： 18万7,500円
	75万円超	③ ②+[（基準額-75万円）×給付率（1/24）]×3 ただし最大給付額は37万5,000円とします。
個人事業主	37万5千円以下	① 基準額×給付率（1/12）×3 ② 最大給付額： 9万3,750円
	37万5千円超	③ ②+[（基準額-37万5,000円）×給付率（1/24）]×3 ただし最大給付額は18万7,500円とします。

5-4 他の地方自治体からの家賃等支援金を踏まえた減額

申請者が、東京都家賃等支援給付金の対象物件に係る家賃等支援金を、他の地方自治体から受け取った又は受けるために申請した場合であって、かつ、次のA + B + Cの金額が家賃等の総額（月額）の6倍を超える場合、その超える部分の金額を都の給付金から減額します（下図②）。また、A + Bが家賃等の総額（月額）の6倍以上である場合は、都の給付金は給付されません。（下図③）



6 申請受付期間及び申請方法

6-1 申請受付期間

令和2年8月17日（月曜日）から令和3年4月30日（金曜日）まで

申請後、不備書類等の提出を求められることがあります。不備書類等の提出期限は、原則として令和3年5月31日（月曜日）までとしますので、余裕をもって申請願います。

6-2 申請方法

(1) オンライン申請の場合

本給付金のポータルサイトから申請できます。

(URL) <https://tokyoyachin.metro.tokyo.lg.jp>

令和3年4月30日（金曜日）23時59分までに申請を完了してください。

(2) 郵送の場合

申請書類を以下の宛先にご郵送ください。

なお、必ず簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

令和3年4月30日（金曜日）の消印有効です。

(宛先) 〒174-8799 日本郵便株式会社 板橋北郵便局 郵便私書箱 第26号
東京都家賃等支援給付金 申請受付 宛

※切手を貼付の上、裏面には担当者の住所及び氏名を必ずご記載ください。

(3) 申請様式の入手方法

申請様式及び本申請受付要項は、都のホームページ及び東京都家賃等支援給付金ポータルサイトにてダウンロードできます。また、本申請受付要項は、東京都第一本庁舎1階総合受付などにて配布を行います。

6-3 本給付金に関する問合せ先

本給付金の申請等に関する疑問や不安に対応するため、次のコールセンターを開設しています。

なお、対面での受付・説明は行いません。ご不明な点はコールセンターまでお電話ください。

東京都家賃等支援給付金コールセンター

(電話) 03-6626-3300

(受付時間) 午前9時から午後7時まで

(土日祝日を除く)

6-4 その他

- (1) 審査を行い、申請内容に不審な点がみられる場合は、都は申請者及び関係者等に対し、調査を実施します。
- (2) 本給付金給付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、都は本給付金の給付決定を取り消します。
- (3) 上記(1)の調査の結果、不正受給に該当することが判明した場合は、都は申請者に対し、給付金の返還を求めるとともに、不正受給の日から返還の日までの日数に応じ、当該給付金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求します。
- (4) 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。また、上記の暴力団及び暴力団員及び暴力団関係者が、申請者の経営に事実上参画していないことが必要です。

7 給付額試算シート

■ 給付額試算シート <中小企業等用>

手順に従い空欄に金額を記入していくことで、試算を行うことができます。

手順 1 家賃等の総額（月額）： A 円

A欄には、国に申請した都内賃貸借物件に係る家賃等の総額（月額）を記入してください。

手順 2 Aのうち75万円以下の部分： B 円

Aのうち75万円を超える部分： C 円

(例 1) Aが250,000円の場合、Bは250,000円、Cは0円

(例 2) Aが800,000円の場合、Bは750,000円、Cは50,000円

手順 3 $(B \times 1 / 12) \times 3 =$ D 円 ※1円未満切り捨て

$(C \times 1 / 24) \times 3 =$ E 円 ※1円未満切り捨て

D + E = F 円 ※Fが375,000円を超える場合は、375,000円としてください。

手順 4 他の地方自治体からの家賃等支援金額： G 円

※G欄には、国への申請日の属する月から起算して6か月の間の家賃の支払い等、事業の継続を下支えするための給付金を地方自治体から受けとった又は受けるために申請した金額を記入してください。

手順 5 都内物件に係る国の家賃支援給付金相当額

$(B \times 2 / 3) \times 6 =$ H 円

$(C \times 1 / 3) \times 6 =$ I 円

H + I = J 円 ※Jが6,000,000円を超える場合は、6,000,000円としてください。

手順 6 ① F + G + J = K 円

② A × 6 = L 円

→他の地方自治体からの家賃等支援を勘案した減額： M 円

※M欄には、KとLのうち、
・Kの方が大きい場合は、KとLの差額 (K-L)
・Lの方が大きい場合は、0円
を記入してください。

手順 7 給付額の試算結果： F - M

= N 円

(給付額は、FからMを差し引いた額となります。)

※給付額早見表（目安）から想定される金額と大きなずれがないかどうか、念のためご確認ください。

※審査においては、国の家賃支援給付金の申請情報をもとにしたチェックを行う場合があります。

■ 給付額早見表（目安） <中小企業等用>

単位：円

家賃等の総額 (月額)	都の給付額 (3か月分)	家賃等の総額 (月額)	都の給付額 (3か月分)	家賃等の総額 (月額)	都の給付額 (3か月分)
50,000	12,500	800,000	193,750	1,550,000	287,500
100,000	25,000	850,000	200,000	1,600,000	293,750
150,000	37,500	900,000	206,250	1,650,000	300,000
200,000	50,000	950,000	212,500	1,700,000	306,250
250,000	62,500	1,000,000	218,750	1,750,000	312,500
300,000	75,000	1,050,000	225,000	1,800,000	318,750
350,000	87,500	1,100,000	231,250	1,850,000	325,000
400,000	100,000	1,150,000	237,500	1,900,000	331,250
450,000	112,500	1,200,000	243,750	1,950,000	337,500
500,000	125,000	1,250,000	250,000	2,000,000	343,750
550,000	137,500	1,300,000	256,250	2,050,000	350,000
600,000	150,000	1,350,000	262,500	2,100,000	356,250
650,000	162,500	1,400,000	268,750	2,150,000	362,500
700,000	175,000	1,450,000	275,000	2,200,000	368,750
750,000	187,500	1,500,000	281,250	2,250,000	375,000

家賃等の総額（月額）が225万円以上の場合、給付額は37.5万円です。

■ 給付額試算シート <個人事業主用>

手順に従い空欄に金額を記入していくことで、試算を行うことができます。

手順 1 基準額の総額： A 円

A欄には、国に申請した都内賃貸借物件に係る基準額の総額を記入してください。

手順 2 Aのうち37.5万円以下の部分： B 円

Aのうち37.5万円を超える部分： C 円

(例 1) Aが250,000円の場合、Bは250,000円、Cは0円

(例 2) Aが800,000円の場合、Bは375,000円、Cは425,000円

手順 3 $(B \times 1 / 12) \times 3 =$ D 円 ※ 1円未満切り捨て

$(C \times 1 / 24) \times 3 =$ E 円 ※ 1円未満切り捨て

D + E = F 円 ※ Fが187,500円を超える場合は、187,500円としてください。

手順 4 他の地方自治体からの家賃等支援給付金額： G 円

※ G欄には、国への申請日の属する月から起算して6か月の間の家賃の支払い等、事業の継続を下支えするための給付金を地方自治体から受けとった又は受けるために申請した金額を記入してください。

手順 5 都内物件に係る国の家賃支援給付金相当額

$(B \times 2 / 3) \times 6 =$ H 円

$(C \times 1 / 3) \times 6 =$ I 円

H + I = J 円 ※ Jが3,000,000円を超える場合は、3,000,000円としてください。

手順 6 ① F + G + J = K 円

② A × 6 = L 円

⇒他の地方自治体からの家賃等支援を勘案した減額： M 円

※ M欄には、KとLのうち、
・ Kの方が大きい場合は、KとLの差額 (K-L)
・ Lの方が大きい場合は、0円
を記入してください。

手順 7 給付額の試算結果： F - M

= N 円

(給付額は、FからMを差し引いた額となります。)

※給付額早見表(目安)から想定される金額と大きすぎないかどうか、念のためご確認ください。

※審査においては、国給付金の申請情報をもとにしたチェックを行う場合があります。

■ 給付額早見表(目安) <個人事業主用>

単位：円

家賃等の総額 (月額)	都の給付額 (3か月分)	家賃等の総額 (月額)	都の給付額 (3か月分)	家賃等の総額 (月額)	都の給付額 (3か月分)
25,000	6,250	400,000	96,875	775,000	143,750
50,000	12,500	425,000	100,000	800,000	146,875
75,000	18,750	450,000	103,125	825,000	150,000
100,000	25,000	475,000	106,250	850,000	153,125
125,000	31,250	500,000	109,375	875,000	156,250
150,000	37,500	525,000	112,500	900,000	159,375
175,000	43,750	550,000	115,625	925,000	162,500
200,000	50,000	575,000	118,750	950,000	165,625
225,000	56,250	600,000	121,875	975,000	168,750
250,000	62,500	625,000	125,000	1,000,000	171,875
275,000	68,750	650,000	128,125	1,025,000	175,000
300,000	75,000	675,000	131,250	1,050,000	178,125
325,000	81,250	700,000	134,375	1,075,000	181,250
350,000	87,500	725,000	137,500	1,100,000	184,375
375,000	93,750	750,000	140,625	1,125,000	187,500

家賃等の総額(月額)が112.5万円以上の場合、給付額は18.75万円です。

※感染防止徹底宣言ステッカーの掲示を事業者の皆さまにお願いしています。
この機会にぜひご協力ください。

感染防止徹底宣言ステッカー

「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示することで感染防止対策に徹底して取り組む店舗であることを都民の皆様にお知らせできます。

事業者の皆様、店舗等の利用者への安心の提供と感染拡大防止のため、ぜひご協力ください。

〔申請方法〕

1. 該当する業種のチェックシートで店舗等で実施している感染防止対策の実施状況を確認してください



東京都感染拡大防止
チェックシート

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008429/index.html>



未実施の対策がある場合は、追加で実施をお願いします。

2. 全ての感染防止対策の実施を確認した上で、申請フォームに必要事項を入力し、申請してください



感染防止徹底宣言
ステッカー

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>



フォーム入力の所要時間の目安は、5分程度です。

3. ダウンロードした「感染防止徹底宣言ステッカー」を印刷し、店舗等で掲示してください

プリンタ等の環境がない方はぜひご利用ください。

スマートフォンがあれば申請、ステッカーの受取が可能です。

○ 感染防止徹底宣言ステッカーの印刷・郵送サービスのご案内

（サービス利用方法）

「東京都感染拡大防止チェックシート」でチェックし、全ての感染防止対策を実施後、

- ① スマートフォン等で専用フォームから入力を行います。
- ② 「基本情報」のページ入力時に「印刷環境がないので郵送でのステッカー配付を希望します。」のチェックボックスにチェックします。
- ③ フォームの入力を完了します。後日、ステッカーが郵送されます。



本取組の概要やよくあるお問い合わせにつきましては、東京都防災ホームページをご覧ください。
(<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>)

【問い合わせ先】 東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター：03-5388-0567